

令和5年度東京都税制調査会
第3回 小委員会

【テーマⅢ】

「ふるさと納税」

令和5年8月24日

「ふるさと納税」目次

資料名	頁
「ふるさと納税」に関する論点	1
「ふるさと納税」の概要	2
「ふるさと納税」に関する過去の東京都税制調査会答申・報告	3
令和6年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求	4
「ふるさと納税」の受入額及び住民税控除適用者数（全国計）	5
「ふるさと納税」に係る控除額の推移（東京都）	6
「ふるさと納税」に係る住民税控除の適用状況及び受入額の状況	7
「ふるさと納税」に係る運用の見直し（令和5年6月27日 総務省）	8
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要	9
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に関する過去の東京都税制調査会答申・報告	10
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附受入額及び控除額の推移	11
本日議論いただきたい主なポイントについて	12

論点

昨今の状況を踏まえつつ、これまでの報告をベースに、改めて「ふるさと納税」についてどう考えるか。

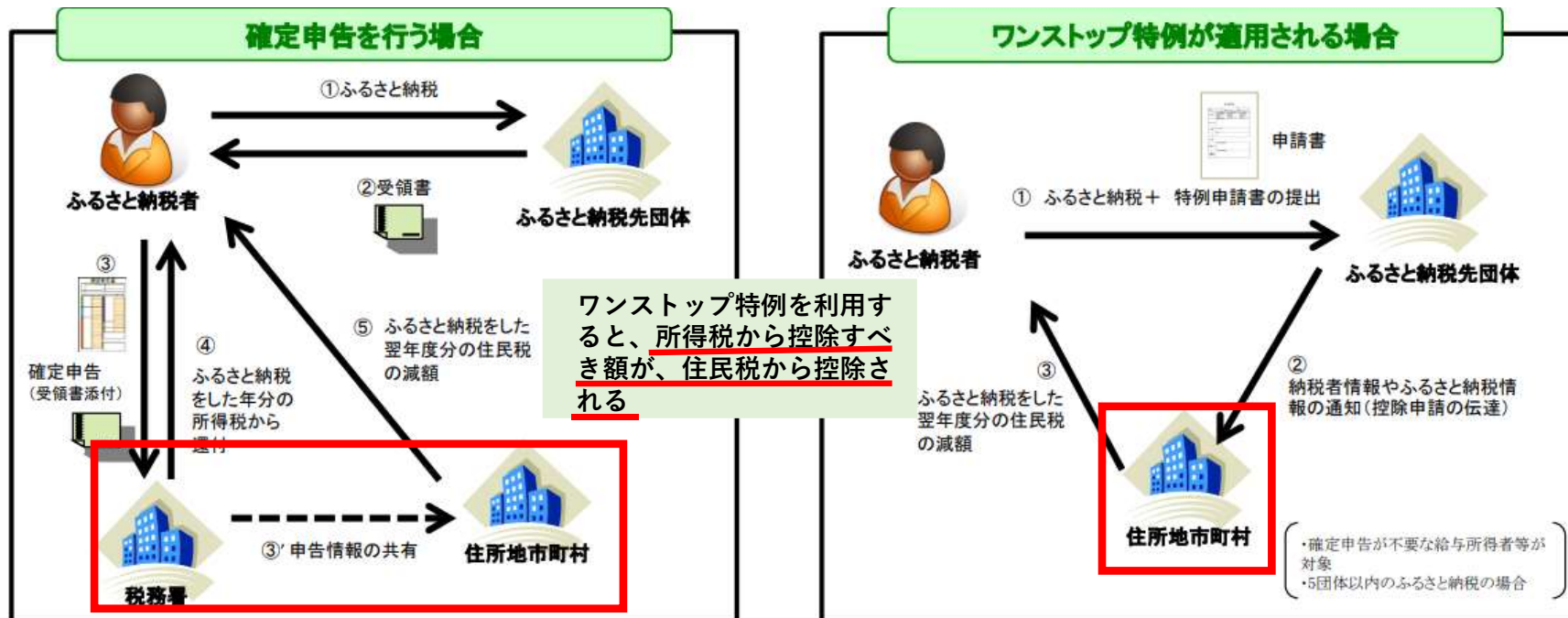
「ふるさと納税」の概要

制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)



「ふるさと納税」に関する過去の東京都税制調査会答申・報告

- ・近年では、各種ポータルサイトで返礼品がインターネット通販化されているなど、本来は見返りを求めないことが前提の「寄附」とはかけ離れた利用も常態化している。（令和3・4年度）
- ・寄附者が高所得者であるほど、所得税と個人住民税から控除される年間上限額が高くなり、多くの返礼品を受け取ることができ、事実上の節税対策ともされている。そのため、この制度は、垂直的公平の観点で大きな問題がある。（平成29・30年度・令和元・3・4年度）
- ・「ふるさと納税」を受けた地方自治体では、当該寄附の全額が歳入となるのに対し、寄附を行った者が住所を置く地方自治体が地方交付税の交付団体の場合は、控除額の75%が補填される結果、残る25%の減収になり、不交付団体の場合は、控除額全額が減収となる。すなわち「ふるさと納税」は、交付団体も含め、寄附を行った者が住所を置く地方自治体の減収が完全に補填されることなく、寄附を受けた地方自治体の歳入を増加させる制度である。（平成29・30年度・令和元・3・4年度）
- ・「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けた場合、本来は所得税から控除する分も含めて寄附者の居住する地方自治体の個人住民税から全額控除される。これは地方から国への財源の移転と同じであり、不合理な制度である。（平成29年度）
- ・個人住民税は地域社会の費用を住民が広く負担する税であり、行政サービスの受益に応じて負担すべきである。居住地の地方自治体に納めるべき個人住民税を居住地以外の地域に移転させる「ふるさと納税」は、地方税における受益と負担との関係を歪める制度である。「ふるさと納税」は抜本的に見直し、寄附金税制の本来の趣旨に沿った制度に改めるべきである。（平成29・30年度・令和元・3・4年度）
- ・地方自治体が自らの財源と責任に基づき自律的な行財政運営を行いつつ、時代の変化に沿った寄附金税制を構築するという観点からは、国が「ふるさと納税」を全国一律の制度として適用するのではなく、各地方自治体が、税額控除を行うか否かを独自に決定できる制度とすることが考えられる。（平成29・30年度・令和元・3・4年度）

令和6年度 国の施策及び予算に対する東京都の提案要求

令和5年6月に公表された「令和6年度の国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」における重点要望として、以下のとおり問題点を指摘し、国に対し、見直しを求めている。

(要望内容)

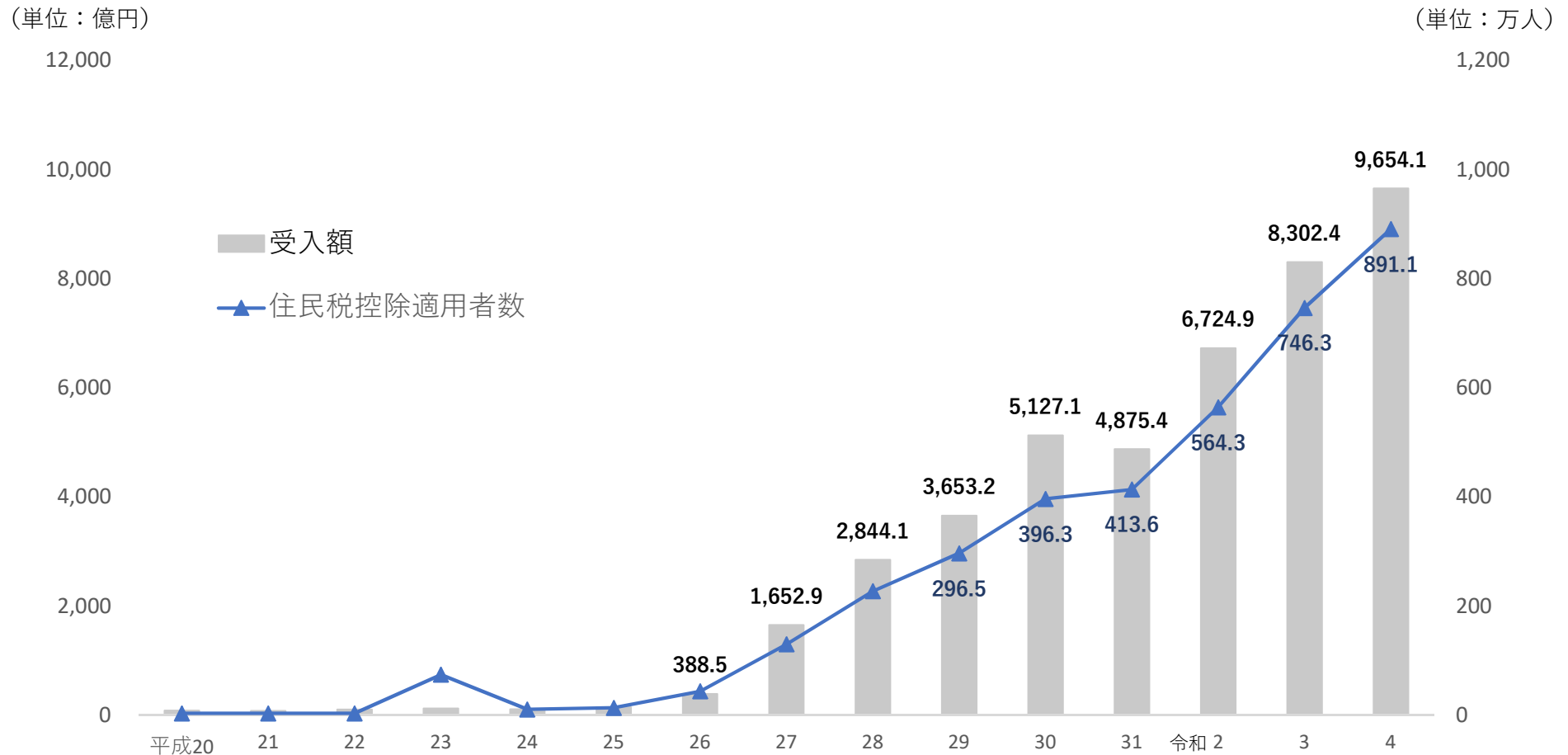
- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

(ふるさと納税の問題点)

- ① 地域の活性化に資する面もある一方で、より多くの寄附金を集めるために**返礼品競争が続いているなど、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。**
- ② 居住地ではない地方自治体への寄附により、自らが居住する地方自治体の住民税から控除を受けるふるさと納税は、**受益と負担という地方税の原則に照らしても適当ではない。**
- ③ 所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みであり、返礼品と相まって、高所得者ほど事実上の節税対策として活用することが可能であり、**公平性の観点から問題がある。**
- ④ ワンストップ特例は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する制度であり、**本来、国が負担すべき税収減が転嫁されている。**

「ふるさと納税」の受入額及び住民税控除適用者数（全国計）

- 令和4年度の「ふるさと納税」の受入額は、1兆円に迫る勢い
- 住民税控除適用者数は、平成27年度にワンストップ特例制度が開始されて以降大きく増加し、令和4年度は約891万人となった

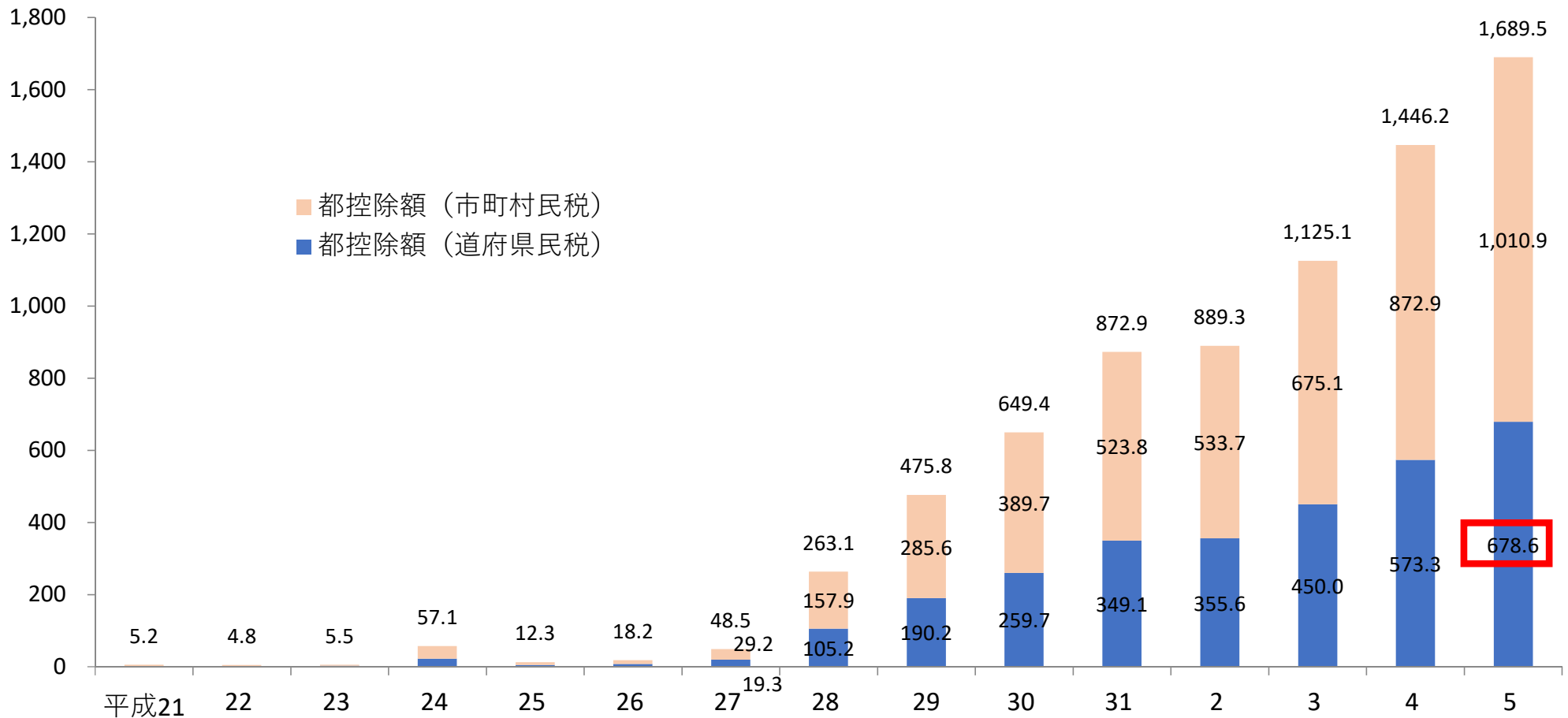


- 注1 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和5年度実施）」（令和5年8月1日）から作成。
2 受入額については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。
3 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
4 控除適用者数について、実際に住民税が控除される時期はその翌年度となる。

「ふるさと納税」に係る控除額の推移（東京都）

- 令和5年度の東京都の控除額は、約679億円に増加（対前年度比：約1.2倍）
- 平成21年度から令和5年度までの累計額は、約3,021億円にのぼる

（単位：億円）



- 注1 令和4年度以前は、総務省「ふるさと納税（寄附）に係る寄附金税額控除の適用状況について」から作成
 2 令和5年度は、令和5年8月22日時点公表の総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」から作成した推計値
 3 各年度の計数は、前年中（例えば、令和5年度については、令和4年1月1日～12月31日の間）のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況
 4 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、「都道府県・市区町村に対する寄附金」に係る寄附についての控除額等を取りまとめている。

「ふるさと納税」に係る住民税控除の適用状況及び受入額の状況

- 「ふるさと納税」に係る住民税控除では、**三大都市圏が控除額で61.8%、適用者数で56.3%を占める**
- 「ふるさと納税」受入額について、全1,786団体のうち**上位20団体に、約2割が集中している**

ふるさと納税に係る住民税控除の適用状況（令和5年度）

（単位:百万円、人）

	住民税控除額		適用控除者数	
		割合		割合
三大都市圏	420,178	61.8%	5,018,077	56.3%
埼玉県	39,069	5.7%	553,882	6.2%
千葉県	37,387	5.5%	497,810	5.6%
東京都	168,954	24.9%	1,692,951	19.0%
神奈川県	70,752	10.4%	874,673	9.8%
愛知県	49,100	7.2%	644,495	7.2%
大阪府	54,916	8.1%	754,266	8.5%
その他都道府県	259,646	38.2%	3,893,037	43.7%
全国合計	679,824	100.0%	8,911,114	100.0%

ふるさと納税受入額の多い20団体（令和4年度）

（単位:百万円）

団体名	受入額	
1 宮崎県 都城市	19,593	
2 北海道 紋別市	19,433	
3 北海道 根室市	17,613	
4 北海道 白糠町	14,834	
5 大阪府 泉佐野市	13,772	
6 佐賀県 上峰町	10,874	
7 京都府 京都市	9,508	
8 福岡県 飯塚市	9,086	
9 山梨県 富士吉田市	8,806	
10 福井県 敦賀市	8,749	
11 静岡県 焼津市	7,574	
12 北海道 別海町	6,943	
13 兵庫県 加西市	6,361	
14 愛知県 名古屋市	6,323	
15 鹿児島県 志布志市	6,220	
16 茨城県 境町	5,953	
17 宮崎県 宮崎市	5,653	
18 茨城県 守谷市	5,574	
19 千葉県 勝浦市	5,534	
20 新潟県 燕市	5,495	
上位20団体計	193,898	20.1%
全国合計	965,406	

注1 「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和5年度実施）」から作成

注2 「住民税控除額」は、都道府県分と市区町村分の合計

「ふるさと納税」に係る運用の見直し（令和5年6月27日 総務省）

<背景>

- **返礼品の調達費用などを含む募集費用に寄附金受領証発行やワンストップ特例の事務費用などの付随費用も含めると、寄附金額の5割を超過した団体もある**
- 加工品などのうち、返礼品の「地場産品基準」に必ずしも明確に当てはめられないものもある



「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和5年6月27日総税市第65号）

（指定対象期間：令和5年10月1日から令和6年9月30日）

<主な改正内容>

- 募集に要する費用について、ワンストップ特例事務や寄附金受領証の発行などの付随費用も含めて寄附金額の5割以下とする（募集適正基準の改正）
- 加工品のうち熟成肉と精米について、原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるものに限り、返礼品として認める（地場産品基準の改正）

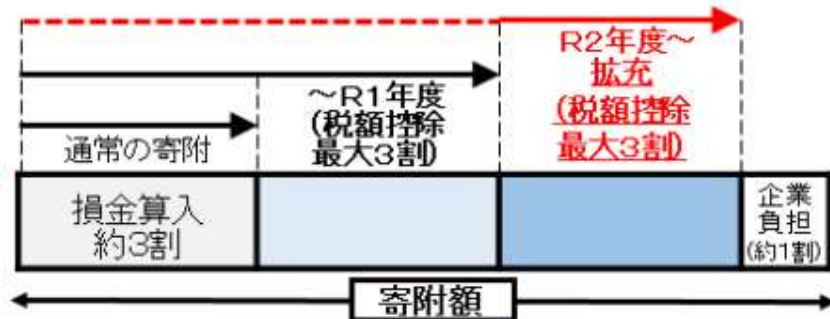
地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

平成28年4月20日から令和7年3月31日までの時限措置

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ① 不交付団体である東京都
 - ② 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

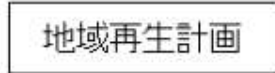
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を基に、地方公共団体が地域再生計画を作成



④寄附



⑤税額控除

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,564市町村(令和5年8月18日時点)

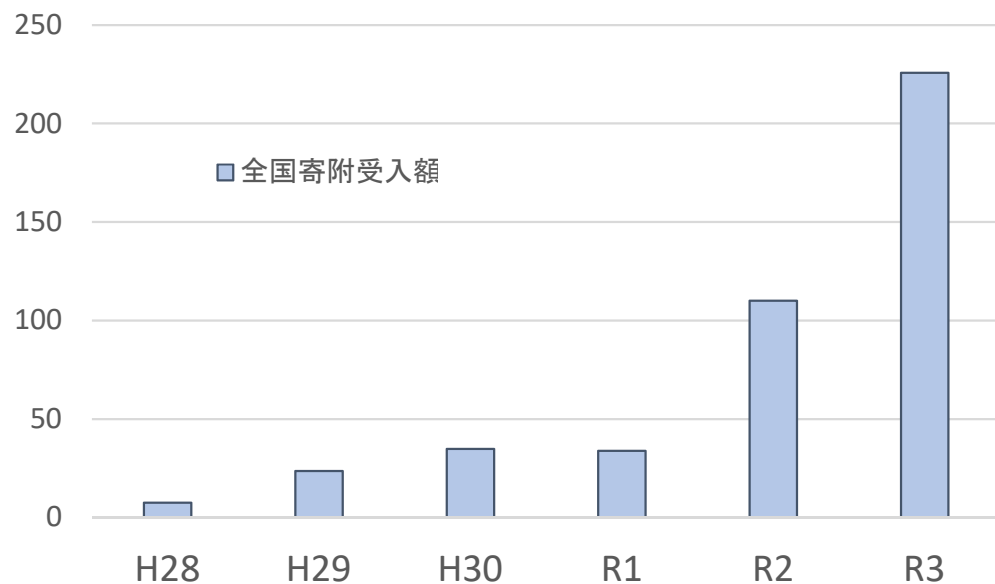
注 内閣府ホームページから作成

- ・ この制度は、地方交付税の不交付団体であって三大都市圏に所在する地方自治体と企業の本社が立地する地方自治体への寄附は対象外となっており、結果として、都市から地方へ税収を移転させるのと同様の効果を生じさせる仕組みにもなっている。（平成28・29年度・令和4年度）
- ・ 企業が立地していない地域への税収移転は、受益に対する負担という地方税の原則に反する。しかも、国の認定によって、実質的に地方税の納付先が変わる制度は、地方自治体の課税権の侵害につながる。さらには、法人税は交付税原資でもあり、交付税財源に影響を及ぼす。この制度は税制の本質を歪める問題点を含んでおり、見直しを進めるべきである。（平成28・29年度・令和4年度）

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の寄附受入額及び控除額の推移

寄附受入額（全国）の推移

単位：億円



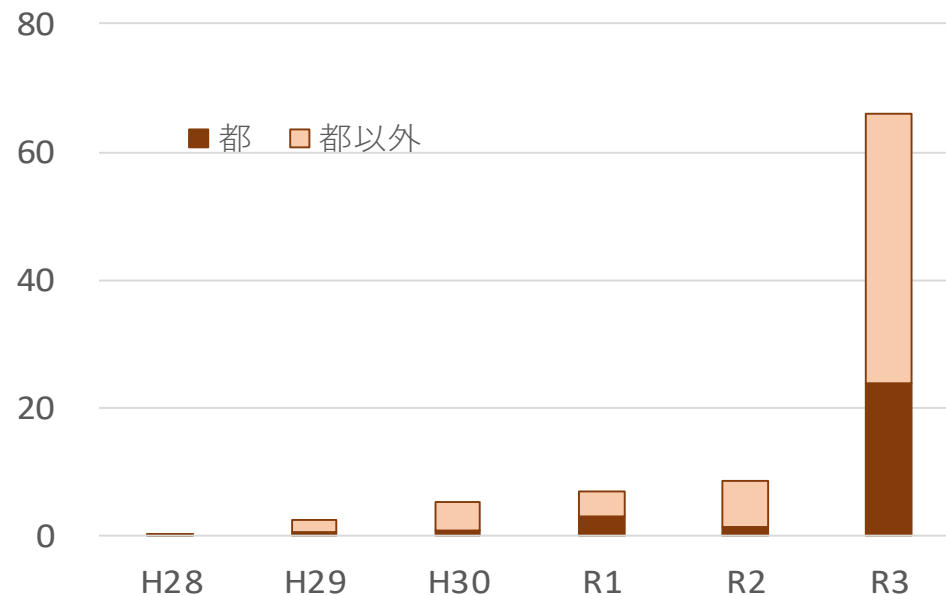
(単位：億円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	累計
受入額 (全国)	7.5	23.6	34.8	33.8	110.1	225.8	435.4

(市町村分を含む。)

控除額の推移

単位：億円



(単位：億円)

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	累計
都	0.0	0.6	0.8	3.1	1.5	23.9	29.9
全国	0.1	2.4	5.1	7.9	8.6	65.9	90.0
都シェア	5%	25%	16%	39%	17%	36%	33%

(都分は、都内市町村分を含まない。)

寄附受入額増加の背景

- 令和2年度税制改正による拡充：税額控除割合の引上げ（3割→6割）等
- 企業のCSR（社会的責任）への意識の高まり

注1 寄附受入額の推移については、内閣府ホームページから作成

注2 控除額の推移については、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」、「道府県税の課税状況等に関する調」、「市町村税課税状況等の調」から作成

○ 「ふるさと納税」の問題点について

自然災害を被った地方自治体の復興支援に寄与するなどの面があるものの、

(過去の報告から)

- ・ 都市からの流出額が年々増加している
- ・ 返礼品競争やインターネット通販化など、寄附本来の趣旨とはかけ離れている
- ・ 高所得者ほど控除の上限額が高くなり、垂直的公平の観点で問題
- ・ 「ワンストップ特例制度」により、所得税からの控除分も住民税から全額控除
地方から国への財源移転と同じであり、不合理
- ・ 地方税における受益と負担の関係を歪める

(その他)

- ・ 寄附受入額の約5割が、返礼品調達費や仲介サイト委託料などの経費に費やされている実態

○ 「ふるさと納税」の見直しについて、どのようなものが考えられるか

○ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について